北砂三・四・五丁目地区 まちづくりルール (地区計画) の導入に向けた





アンケート調査票

地区の防災性の向上と住環境の改善のために、まちづくりルール(地区計画)の 導入に向けて取組みを行っています。本アンケートの設問は、その「まちづくりルール(地区計画)の素案」の内容になります。

■ご回答に際してのお願い

- 本アンケート調査票と同封の「北砂三・四・五丁目地区 まちづくりルール(地区計画)のガイド」をご一読ください。
- 本アンケート調査の内容について不明な点や疑問については、アンケート期間中に開催される「まちづくりルール(地区計画)
 導入に向けた説明会」にご参加ください。開催日時・場所は同封の説明会案内に記載されていますのでご一読ください。





まちづくりルール のガイド

説明会の案内

■ご回答方法

- ご回答方法は、以下の 4 つのうち、いずれか 1 つを選択してください。
 - ① 郵送 同封の回答ハガキにご記入の上、ご投函ください。
 - ② FAX 同封の回答ハガキにご記入の上、下記 FAX 番号にご送付ください。

⇒FAX番号: 03-3647-9009

- ③ WEB 右記の Web ページ (QR コード) からご回答ください。
- ④ 地区内に設置されている 回収 BOX にご投函ください。 回収 BOX 設置場所:砂町文化センター、砂町区民館



Web ページ

不燃化相談ステーション (北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階)

回答期限 令和2年2月17日(月)まで

【設問 1】同封の「北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール(地区計 画)のガイド」をご覧いただき、内容についてご理解いただけ ましたか。

- 1 十分理解した
- ② ある程度理解した ③理解できなかった

【設問 2】 建築物等の用途の制限

(地区全体)

地区全体 において、

性風俗関連特殊営業における「店舗型性風俗特殊 営業」を営む物を建築できないこととします。

既に以下の法令、条例にて規制されている地区では、上記の 用途の建物は規制されており、建築することはできません。

- ・建築基準法令にて定められた「用途地域内の建築物の用 途制限」がなされた地域
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施 行条例 |



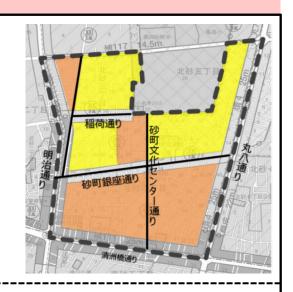
① ルールを定めるべき ② ルールはいらない ③ よくわからない

【設問 3】 建築物等の用途の制限 (複合住宅地区)

複合住宅地区において、

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場等を 建築できないこととします。

「住宅地区」では、既に上記の用途の建物は規制されて おり、建設することはできません。



- ① ルールを定めるべき ② ルールはいらない
 - ③ よくわからない

【設問 4】 建築物の敷地面積の最低限度 (地区全体)

地区全体 において、建築物の**敷地面積の最低限度を60m2以上**に定めます。

~解説~

【ルール導入の効果】

○建物の密集を防いで災害時に延焼しにくく、安全で良好なゆとりのある住環境をつくれます。

【ルール導入後】

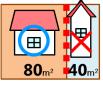
- ○新たに敷地を分割する場合に適用されます。
- ※敷地を分割することはできますが、60 ㎡未満の敷地には建築物は建築できません

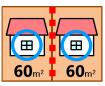
例) 敷地が

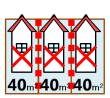
120m²の場合

120_{m²}









- ○以下のいずれかに該当する土地については、ルールの適用が除外されます。
 - ・ルール導入時点で、敷地面積が60㎡に満たない場合
 - ・敷地を集約化しても、敷地面積が60㎡に満たない場合
 - ・公共施設(道路等)の整備に協力して、面積の減少した敷地で建築する場合
 - ① ルールを定めるべき ② ルールはいらない ③ よくわからない

【設問 5】 垣又はさくの構造の制限 (地区全体)

地区全体 において、道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、**生け垣** やフェンス等にすることを定めます。

~ 解説~

【ルール導入の効果】

○災害時に塀が倒れて道路が塞がることを防ぎ、緊急車両の通行や避難がしやすくなります。

【ルール導入後】

- ○道路に面する垣やさくは生け垣又はフェンスとします。
- ○ブロック塀の設置高さは 60 c m 以下とします。









- ① ルールを定めるべき
- ② ルールはいらない ③ よくわからない

最後に、ご自身についてお答えください。

【設問 6】 あなた (世帯主の方) の年齢は、どの年代にあてはまりますか。

- ① 30 歳以下
 - ② 40 歳代
- ③ 50 歳代

- 4) 60 歳代
- ⑤ 70 歳代
- 6 80 歳代以上

【設問 7】 あなたは、地区内に土地・建物を所有していますか。

- ① 土地と建物を所有
- ② 建物のみを所有
- ③ 土地のみを所有
- ④ 部屋又は家を借りている

【設問 8】 設問 7 で①~③と回答した方に伺います。 あなたが土地・建物を所有している場所はどこですか。

※異なる場所に複数所有している場合は、複数選択してください。

① 三丁目 ② 四丁目 ③ 五丁目

設問は以上です。 ご協力ありがとうございました。

本アンケート調査の内容についてご不明な点や疑問がございましたら、 同封の説明会案内に記載されている「まちづくりルール(地区計画)の 導入に向けた説明会」にご参加ください。

<問い合わせ先>

江東区都市整備部地域整備課不燃化推進係

【電話】 03-3647-9491 (直通)

[FAX] 03-3647-9009

【Eメール】 tiikiseibi@city.koto.lg.jp

【住 所】 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

